

令和8年度甲種防火管理再講習実施要項

1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火管理再講習を実施し、必要な知識及び技能を習得すること。

2 講習区分

甲種防火管理再講習

3 受講対象者

甲種防火管理新規講習修了者で、収容人員が300人以上のホテル、病院及び物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）で防火管理者として選任されている方。

4 受講期限

- (1) 防火管理者として選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から1年以内。
- (2) (1)以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内。

5 講習日時

令和8年6月3日（水）9時30分から11時50分まで

※受付は9時00分から9時30分まで

6 講習場所

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 3階大会議室

7 講習内容

- (1) おおむね過去5年間における防火管理に関する法令改正の概要に関すること。
- (2) 火災事例等の研究に関すること。

8 講習日程

別添講習時間割のとおり

9 受講手続き

甲種防火管理再講習受講申込書に必要な事項を記入のうえ、電子メール又は柳井地区広域消防本部予防課若しくは最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。

※受講申込書は、柳井地区広域消防組合のホームページからダウンロードできます。また、柳井地区広域消防本部又は最寄りの消防署、出張所でも受け取れます。

※受講申込先メールアドレス:shidou@yanai119.jp

1 0 受付期間

令和8年5月1日（金）から5月14日（木）まで

1 1 受講費用

1,540円（テキスト代）※税込み

受講費用については、講習当日の受付でお支払いください。

1 2 その他

(1) 受付時に、顔写真が入った身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。

(2) 災害等発生時は、中止又は延期になる場合があります。

※中止又は延期の際は、当消防組合HPに掲載します。

(3) 問合わせ先

〒742-0031

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 予防課指導係 担当：廣田

TEL（0820）23-7774

FAX（0820）23-4503

E-mail：shidou@yanail19.jp

ホームページ <https://www.yanail19.jp/>